

新しい住居表示のおしらせ

「第24次住居表示整備事業」

平成28年8月8日から

住所の表し方が変わります



若松つつん



会津若松市PRキャラクター

© AizuwakamatsuCity

会津若松市

－ も く じ －

1. はじめに	P 1
2. 住居表示とは	P 1
3. 住居表示が実施されると	P 2～P 3
4. 新しい住所は、このような方法で決まります	P 3～P 4
(1)街区符号	
(2)住居番号	
5. 住居表示変更通知書	P 5
6. 本籍更正通知書	P 6
7. 住居表示変更証明書	P 7
8. 住居表示実施に伴う住所の変更について	
◇自動的に書き換えられるもの◇	
●市役所で自動的に書き換えられる主なもの	P 8～9
●法務局で自動的に書き換えられるもの	P 9
●年金事務所で自動的に書き換えられるもの	P 9
●NTTで自動的に書き換えられるもの	P 9
●若松ガスで自動的に書き換えられるもの	P 10
◇ご自分で住所変更手続きをしていただくもの◇	
●平成28年8月8日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただく主なもの	
「会津若松市役所」、「会津図書館」	P 10～11
「年金」、「電気」、「自動車運転免許証」	P 12
「自動車・軽自動車・二輪車の車検証」、「パスポート」、「その他」	P 13
●平成28年9月8日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただくもの	
「不動産（土地・建物）」	P 14～P 17
9. 町名表示板、住居番号表示板の取付け	P 18
10. 新築・改築をした場合は「住居番号付番届」が必要になります	P 19
11. 住民の皆様へお届けするもの	P 19



若松つつん



【住居表示に関するお問い合わせ先】

会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所 市民課 総務グループ

電話 0242-39-1229 (直通)